

減免対象施設一覧表

整理番号	対 象	要 件 等 (概 略)	減免割合		根拠法令
			資産割	従業者割	
1	教科書出版施設	教科書の出版に係る売上金額が総売上金額の2分の1を超える場合の教科書出版事業用施設	1/2	1/2	条規36の3-1
2	指定自動車教習所	道路交通法に規定する指定自動車教習所	1/2	1/2	"-2
3	酒類卸売業の保管用倉庫	酒税法により免許を受けた酒類の卸売業を行う者が当該事業の用に供する酒類の保管のための倉庫	1/2	-	"-3
4	タクシー事業用施設	タクシー台数が250台以下のタクシー事業者が本来の事業の用に供する施設で、事務所以外の施設	全部	全部	"-4
5	小規模企業者等設備助成施設	小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付けを受けて設置された施設で、高度化事業用施設に相当するもの	全部	全部	"-5
6	慈善興行等を 行う劇場等	劇場等で国又は都等の振興助成に係る演劇等の上演又は慈善興行がしばしば行われ公益性を有すると認められるもの	1/2	-	"-6
7	舞台等の 広い劇場等	定員制をとっている劇場等で、舞台、楽屋等の部分の面積が客席の部分の面積より大きいものの舞台等	1/2	-	"-7
8	修学旅行用 バス施設	一般貸切旅客自動車運送事業者が修学旅行等の用に供する施設で事務所以外の施設	一定割合	一定割合	"-8
9	農林中央金庫	農林中央金庫がその本来の事業の用に供する施設	全部	全部	"-9
10	農業協同組合等の 共同利用施設	農業協同組合、水産業協同組合、森林組合等が農林水産業者の共同利用に供する施設	全部	全部	"-10
11	古紙卸売業 用施設	古紙卸売業を行う者が直接当該事業の用に供する施設	1/2	-	"-11
12	家具保管用施設	家具の製造又は販売の事業を専ら行う者が、当該家具に係る製品又は商品の保管の用に供する施設	1/2	-	"-12
13	ビルメンテナ ンス業用施設	ビルメンテナンス業を行う者が直接当該事業の用に供する施設	-	全部	"-13
14	製革業用施設	製革業を行う者が直接当該事業の用に供する施設で、事務所以外の施設	1/2	-	"-14
15	火 葬 場	墓地、埋葬等に関する法律に規定する火葬場で、事務所以外の施設	全部	全部	"-15
16	果実飲料等の 保管用倉庫	果実飲料、炭酸飲料の製造の事業を行う中小企業者が、当該事業に係る製品の保管の用に供する倉庫	1/2	-	"-16
17	織物業の 保管用施設	織物の製造の事業を行う中小企業者が、当該事業に係る原材料若しくは製品の保管又は製造の準備の用に供する施設	1/2	-	"-17

整理 番号	対 象	要 件 等 (概 略)	減免割合		根拠法令
			資産割	従業者割	
18	製 綿 業 の 保 管 用 施 設	綿の製造の事業を行う中小企業者が、当該事業に係る原材料又は製品の保管の用に供する施設	1/2	—	条規36の3 -18
19	機 械 染 色 整 理 業 の 保 管 用 施 設	機械染色整理の事業を行う中小企業者が、当該事業に係る原材料又は製品の保管の用に供する施設	1/2	—	” -19
20	つ け も の の 製 造 用 施 設	つけものの製造の事業を行う者が直接これらの製造の用に供する施設で、包装、びん詰、たる詰等用以外の施設	3/4	—	” -20
21	倉 庫 及 び 上 屋	倉庫業法に規定する倉庫業者がその本来の事業の用に供する倉庫又は港湾運送事業法に規定する港湾運送事業の用に供する上屋でそれぞれについて合計3万㎡未満のもの	全部	全部	” -21
22	そ の 他 知 事 が 適 当 と 認 め る 施 設	1～21との均衡を考慮して、事業所税の減免を行うことが適当と認める施設 [※]	一定 割合	一定 割合	” -23
23	災 害 等 に よ り 損 害 を 受 け た 家 屋	災害等により事業所用家屋が滅失し、又は甚大な損害を受けた場合	一定 割合	—	条188の23 ①-1

※条規36の3-23により、東京都認証保育所及び地方公共団体が設置し指定管理者が管理する介護老人保健施設は、資産割及び従業者割の全部が、地方公共団体等が設置し指定管理者等が管理する自転車等駐車場及び帰宅困難者のための備蓄倉庫で都の補助金の交付又は都から備蓄品の譲渡を受けたもの（平成30年5月22日以前に補助金交付決定があった事業者については補助金交付決定日から3年以内に終了する事業年度、平成30年5月23日以降に補助金交付決定又は譲渡備蓄品の受領があった事業者については補助金交付決定日又は譲渡備蓄品の受領日から5年以内に終了する事業年度に係るものに限る。）は、資産割の全部が減免になります。

(令和5年4月1日現在)